

保有個人情報訂正請求書

年 月 日

国立大学法人和歌山大学 御中

(ふりがな)

氏名

住所又は居所

〒

TEL

()

個人情報の保護に関する法律（平成15年法律第57号）第91条第1項の規定に基づき、下記のとおり保有個人情報の訂正を請求します。

記

1 訂正請求に係る保有個人情報の開示を受けた日 年 月 日

2 開示決定に基づき開示を受けた保有個人情報

ア 開示決定通知書の文書番号 年 月 日付け 第 号

イ 開示決定に基づき開示を受けた保有個人情報の名称等

()

3 訂正請求の趣旨及び理由

(趣旨)

(理由)

4 本人確認等

ア 訂正請求者 ☐ 本人 ☐ 法定代理人 ☐ 任意代理人

イ 請求者本人確認書類

☐ 運転免許証 ☐ 健康保険被保険者証

☐ 個人番号カード又は住民基本台帳カード（住所記載のあるもの）

☐ 在留カード ☐ 特別永住者証明書又は特別永住者証明書とみなされる外国人登録証明書

☐ その他 ()

※ 請求書を送付して請求をする場合には、加えて住民票の写し（複写したものは不可）を添付してください。なお、住民票の写しに個人番号の記載がある場合は、判読できないよう必ず黒く塗りつぶしてください。

ウ 本人の状況等（法定代理人又は任意代理人が請求する場合にのみ記載してください。）

(1) 本人の状況 ☐ 未成年者（ 年 月 日生） ☐ 成年被後見人

☐ 任意代理人

(ふりがな)

(2) 本人の氏名

(3) 本人の住所又は居所

エ 法定代理人が請求する場合、次のいずれかの書類を提示又は提出してください。

請求資格確認書類 ☐ 戸籍謄本 ☐ 登記事項証明書 ☐ その他 ()

オ 任意代理人が請求する場合、次の書類を提出してください。

請求資格確認書類 ☐ 委任状

<注>

1 「氏名」、「住所又は居所」、「電話番号」

本人の氏名、住所又は居所、電話番号を記載してください。なお、法定代理人又は任意代理人（以下「代理人」という。）による開示請求の場合には、法定代理人の氏名、住所又は居所、電話番号を記載してください。

2 本人確認等

- (1) 個人番号通知カードは本人確認書類として使用できません。
- (2) 住民基本台帳カードは、その効力を失うか、個人番号カードの交付を受ける時まで個人番号カードとみなされ、使用することが可能です。
- (3) 請求書を送付して請求する場合は、本人確認書類を複写機により複写したものに加えて、住民票の写し（開示請求の前30日以内に作成されたものに限る。複写したものは不可。）を添付してください。なお、住民票の写しに個人番号の記載がある場合は、判読できないよう必ず黒く塗りつぶしてください。
- (4) 個人番号カードを複写機により複写したものを提出する場合は、表面のみ複写してください。

3 法定代理人による開示請求の場合

法定代理人が請求する場合の請求資格確認書類は、訂正請求の前30日以内に作成されたものに限ります。なお、複写したものは使用できません。

4 任意代理人による開示請求の場合

- (1) 任意代理人が請求する場合は、別記様式第7号により、委任状を提出してください。なお、委任状は、開示請求の前30日以内に作成されたものに限るものとし、複写したものは使用できません。
- (2) 上記の委任状に加えて、次のいずれかの書類を提出してください。
 - ① 委任状に委任者の実印を押印した上で、印鑑登録証明書（ただし、開示請求の前30日以内に作成されたものに限る。）を提出
 - ② 委任者の運転免許証、個人番号カード（個人番号通知カードは不可）等、本人に対し一に限り発行される書類の写しを提出